

日南町雌牛導入奨励事業実施要領

第1, 趣旨

日南町雌牛導入奨励事業（以下「本事業」という。）の実施については、日南町雌牛導入奨励事業実施要綱（平成26年4月1日要綱第5号。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2, 補助対象牛

本事業において、補助対象とする雌牛（以下、「雌牛」という。）は、鳥取西部和牛改良組合が優良と認めた雌牛で、全国の家畜市場から購入するもの、又は保留し育成するもので、5年間以上繁殖牛として供するものとする。

第3, 補助対象者

この補助事業を受けようとする畜産農家は、以下の要件を満たす者とする。

- 1 町内に住所を有し、かつ居住する畜産農家とする。
- 2 町税等の滞納がない者とする。

第4, 補助金額等

この補助金の額は、事業費の20%とし、千円未満は切り捨てるものとする。
ただし、その額が10万円を超えた場合は10万円とする。

第5, 補助金の交付申請等

本補助金の交付申請は、様式1号によるものとし、町長が定める日までに行わなければならない。

第6, 補助金の交付決定の時期等

本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

第7, 事業内容の変更及び中止

交付決定を受けた後、補助対象事業の変更及び中止をしようとする場合は、その旨を町長に報告し、その指示に従わなければならない。

第8, 完了報告等

補助対象者は、交付決定を受け、補助事業が完了したときは、様式第2号の完了報告書に次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 導入証明書
- (2) 導入した雌牛の子牛登録書、又は本原登録書等の写し
- (3) 導入した雌牛の写真
- (4) その他町長が必要と認めるもの

第9、補助金の額の確定

補助金の額の確定は、前条による報告を受け、適当と認めた場合は、様式第3号により、その結果を通知するものとする。

第10、補助金の交付の請求

補助対象者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、様式第4号を町長に提出しなければならない。

第11、前金払及び概算払

本補助金は、規則第22条に定める前金払及び概算払は行わない。

第12、助成金の返還

町長は、不正の手段により補助金の交付を受けたと認められた場合は、交付した補助金の全部または一部について返還を命ずることができる。

第13、不正の排除

故意に条例に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認められる補助対象者等は、以後本事業への参加を認めない。

第14、その他事業実施上の留意事項

- (1) 補助対象者は、事業の実施状況について、町長から書面による報告を求められた場合は、すみやかに提出しなければならない。
- (2) この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。